

## 松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松浦市犯罪被害者等支援条例（令和2年松浦市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）に係る被害であって、その治療に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう。

(支給対象者)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める見舞金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（第5条の規定による第1順位の遺族（当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者に限る。））
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有する者に限る。）

(見舞金の種類及び額)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為により死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、前項の規定にかかわらず、20万円とする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合には、前項の規定の適用については、当該子の母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同項第2号に掲げる子と、その他の場合にあっては同項第3号に掲げる子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあるときは、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(支給の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 遺族見舞金 松浦市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類
- ア 犯罪被害者の死亡診断書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- イ 犯罪被害者の削除された住民票又はその写し
- ウ 申請をする者の住民票又はその写し
- エ 戸籍謄本又はその他犯罪被害者と申請をする者との続柄を確認することができる書類
- オ 遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- カ 遺族見舞金の支給を受けようとする者が犯罪被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であることを証明することができる書類
- キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、松浦市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表者選任届（様式第2号）
- ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 重傷病見舞金 松浦市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類
- ア 重傷病に関する医師の診断書又はその写し

イ 住民票又はその写し

ウ その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体を自由に拘束されていたこと、その他やむを得ない理由により同項の規定する期間を経過する前に第1項の規定による申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、当該申請をすることができる。

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときはその内容を審査し、見舞金の支給を決定したときは松浦市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(様式第4号)により、申請を却下したときは松浦市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書(様式第5号)により、その旨を通知するものとする。

(見舞金の請求)

第8条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者が、その支払を請求しようとするときは、松浦市犯罪被害者等見舞金支給請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(支給の制限)

第9条 次に掲げる場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪被害者又はその遺族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

(2) 法第6条各号のいずれかに該当することにより、国が支給する犯罪被害者等給付金の全部が支給されないとき。

(見舞金の返還)

第10条 市長は、受給決定者が偽りその他不正な手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該支給の決定を取り消すことができる。この場合において、既に支給した見舞金がある場合は、その返還を求めるものとする。

2 市長は前項の規定により見舞金を返還させるときは、松浦市犯罪被害者等見舞金返還命令書(様式第7号)により見舞金の支給を受けた者にその旨を通知するものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

年 月 日

松浦市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
犯罪被害者との続柄（ ）  
電 話

松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午前・午後 時頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	氏 名		
	生年月日		
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日		
犯罪行為による被害の発生状況			
犯罪行為に係る重傷病見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取扱警察署		警察署	
他の第1順位の遺族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所
同意書			
見舞金の支給の決定に際し、松浦市が、警察署その他の関係機関に上記の犯罪行為に関する事項について、照会し報告を求めることに同意します。			
		氏 名 ⑩	

様式第2号（第6条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表者選任届

年 月 日

松浦市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
犯罪被害者との続柄（ ）  
電 話

犯罪被害者 の遺族見舞金の申請、請求及び受領について、次のとおり代表者を選任しましたので、届け出ます。

区 分	氏 名	住 所	電 話 番 号
代表者			
他の第1 順位の遺 族			

様式第3号（第6条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）支給申請書

年 月 日

松浦市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第6条の規定により、次のとおり犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）の支給を申請します。

犯罪行為が行われた日時	年 月 日 午前・午後 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われた時の住所	
負傷又は疾病の状態	
取扱警察署	警察署
同意書 見舞金の支給の決定に際し、松浦市が警察署その他の関係機関に上記の犯罪行為に関する事項について、照会し報告を求めることに同意します。 氏 名 ⑩	

様式第4号（第7条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

松浦市長

⑨

年 月 日付けで申請のあった見舞金の支給については、次のとお  
決定しましたので、松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により通知  
します。

支給決定額

円

様式第5号（第7条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書

第 年 月 日

様

松浦市長

印

年 月 日付けで申請のあった見舞金の支給申請については、下記理由により却下しましたので、松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松浦市を被告として（訴訟において松浦市を代表する者は、松浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から記載して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。



様式第6号（第8条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日

松浦市長

申請者 住 氏 所  
氏 電 名 話  
印

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった見舞金について  
松浦市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり  
請求します。

請求金額	円
見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 傷害見舞金
(フリガナ) 口座名義人	( )
金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組 店
種 別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通
口座番号	

様式第7号（第10条関係）

松浦市犯罪被害者等見舞金返還命令書

第 年 月 日 号

様

松浦市長

㊟

年 月 日付け 第 号で支給を決定した見舞金については、下記のとおり返還を命じます。

記

1. 返還金額 円
2. 返還期限 年 月 日
3. 返還理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松浦市を被告として（訴訟において松浦市を代表する者は、松浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から記載して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。